

女川町復興整備協議会特別会議 議事録

日 時	今回（第7回）	平成25年12月26日（木）15:30～16:00
	前回（第6回）	平成25年10月15日（火）13:00～13:50
場 所	宮城県庁9階 第1会議室	
復興整備事業	女川町復興整備計画（案）について （1）土地利用基本計画の変更に係る事項（法第48条第1項第1号の協議・指ヶ浜地区、御前浜地区） （2）地域森林計画の変更に係る事項（法第48条第1項第6号の協議・指ヶ浜地区、御前浜地区） （3）開発行為の許可に係る事項（法第49条第4項第1号・御前浜地区）	
出席者	女川町	副町長 東野 真人 復興推進課 課長 伊藤 力 復興推進課 技術補佐 小山内 大祐 復興推進課 技師 高橋 崇介
	学識経験者	東北工業大学 教授 稲村 肇 宮城県森林審議会 委員 川村 正司
	国土交通省	国土政策局総合計画課国土管理企画室長 西澤 明
	林野庁	森林整備部治山課保安林管理班 課長補佐 村上 幸一郎
	東北森林管理局	宮城北部森林管理署 署長 飯田 裕一
	復興庁	宮城復興局 主任専門調査官 大森 隆博 宮城復興局 主査 児玉 昌也
	宮城県	土木部都市計画課 技術補佐（総括） 藤田 仁 土木部復興まちづくり推進室 技術補佐（総括） 小林 和重 土木部 建築宅地課 建築宅地課長 千葉 晃司 農林水産部林業振興課 技術参事兼課長 永井 隆暁 震災復興・企画部地域復興支援課 地域復興支援課長 熊谷 良哉

○協議内容

1 開 会（宮城県震災復興・企画部地域復興支援課）

- ・出席者紹介（時間の都合上、配布した出席者名簿にて確認）。
- ・会議の公開・非公開についての報告：会議を公開で行うことを報告。
- ・傍聴人への注意。

2 議 事

女川町復興整備協議会規約により、女川町長代理人の東野副町長が議長となる。

（女川町副町長 東野）

議事の流れとしては、まず復興整備計画の全体について説明を行った後、質疑を行います。

その後、東日本大震災復興特別区域法規定に基づき、地域森林計画区域の変更に関する事項、土地利用基本計画の変更に関する事項、開発許可の特例に関する事項のそれぞれについて説明を行った後、質疑を行います。

最後に復興整備計画全体について了承いただけるかについてお諮り致します。

女川町復興整備計画（案）について、事務局から説明願います。

（女川町事務局 復興推進課 技術補佐 小山内）

今回の変更点について説明

- 4-① 土地利用基本計画の変更に関する事項
- 4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項

（女川町副町長 東野）

ただ今、事務局から御説明申し上げました部分について、皆様から御意見、御質問はありませんか。

（出席者一同）

意見、質問無し。

（女川町副町長 東野）

今回の女川町復興整備計画では、9ページ（4-①）に記載のとおり、東日本大震災復興特別区域法第48条の規定に基づき、土地利用基本計画の変更の手続きをワンストップ処理することとしておりますが、地域森林計画の変更について事務局から説明願います。

（女川町事務局 復興推進課 技術補佐 小山内）

女川町復興整備計画（案）変更地域別概要について説明。
指ヶ浜地区及び御前浜地区

（女川町副町長 東野）

ただ今、事務局から説明がありましたが、県の地域復興支援課から補足することはございませんか。

（震災復興・企画部地域復興支援課 地域復興支援課長 熊谷）

ただ今、事務局から説明がありましたが、県の地域復興支援課から補足することは特にございません。

（女川町副町長 東野）

ただいまの説明について、皆様からご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
まず、東北工業大学教授の稲村様、いかがでしょうか。

（東北工業大学 教授 稲村）

土地利用計画の変更については、特に意見はございません。また、48ページ御前浜の土地利用計画図に配水施設が傾斜地に追加されていますが、何処に浄水場があってどこから水が来るのか、なぜ突然追加されたかの説明をお聞きしたい。

(女川町事務局 復興推進課 技術補佐 小山内)

上水道の供給施設として計画しています。今回、御前浜地区の変更に伴い、この施設より指ヶ浜地区にも配水するため、高台に計画しました

(東北工業大学 教授 稲村)

浄水場の位置は。

(女川町事務局 復興推進課 技術補佐 小山内)

浄水場は、町中心部になります。

(東北工業大学 教授 稲村)

給水塔等を設置した方が、はるかに安上がりになると思うが、この点について検討はされましたか。

(女川町事務局 復興推進課 技術補佐 小山内)

全体の排水計画に基づいて、設置を決めております。

(東北工業大学 教授 稲村)

はい、わかりました。

(女川町副町長 東野)

続きまして、国土交通省総合計画課国土管理企画室長の西澤様いかがでしょうか。

(国土交通省総合計画課国土管理企画室長 西澤)

はい特に意見、質問等はありません。

(女川町副町長 東野)

その他、皆様からご意見、ご質問はございませんか。

(女川町副町長 東野)

次に、今回の復興整備計画では、10ページに記載のとおり、東日本大震災復興特別地域法第49条第4項の規定に基づき、開発許可の特例措置を適用することとしています。この点について事務局から説明願います。

(女川町事務局 復興推進課 技術補佐 小山内)

様式第10に基づき説明する。

なお、公共施設管理者の同意は、既存施設及び新施設管理予定者とも、別途文書で得ていることを申し添えます。

(女川町副町長 東野)

ただいま、事務局から説明がありましたが、県の建築宅地課から補足することはございませんか。

(建築宅地課 建築宅地課長 千葉)

事前に図書において、宅地造成の基準に適合していることを確認しております。

(女川町副町長 東野)

ただいま、事務局から説明がありましたが、皆様からご意見、ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し。

(女川町副町長 東野)

それでは最後に、今回の復興整備計画全体について、了承いただけますか。

(出席者一同)

異議なし。

(女川町副町長 東野)

ありがとうございます。異議なしということで了承されました。

以上で議事を終了致します。

3 閉 会 (宮城県震災復興・企画部地域復興支援課)

皆様、ありがとうございました。

以上をもちまして、『第7回女川町復興整備協議会』を終了いたします。

本日は、ありがとうございました。

○協議結果

- ・地域森林計画の区域にかかる東日本大震災復興特別区域法第48条第1項に基づく復興整備計画書に地域森林計画の対象森林区域変更の記載について協議会で了承された。(指ヶ浜地区、御前浜地区)
- ・東日本大震災復興特別区域法第48条の規定に基づき、土地利用基本計画の変更の手続きをワンストップ処理することを協議会で了承された。(指ヶ浜地区、御前浜地区)
- ・東日本大震災復興特別地域法第49条第4項の規定に基づき、開発許可の特例措置の適用について、協議会で了承された。(御前浜地区)